

健全化判断比率・資金不足比率の推移

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によって、平成19年度決算から健全化判断比率の4つの財政指標の公表が義務付けられ、さらに平成20年度決算からは健全化判断比率のいずれかが基準以上の団体には財政健全化計画等の策定が義務付けられました。

本市では、令和2年度決算における各指標の比率はいずれも基準未満となり、前年度の数値から改善しました。

指標	概要	国からの基準		H27算定	H28算定	H29算定	H30算定	R1算定	R2算定
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村20% 都道府県5%	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	市町村11.25% 都道府県3.75%						
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村30% 都道府県15%	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	市町村16.25% 都道府県8.75%						
実質公債費比率	全会計を対象とした一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	35%	9.8%	8.7%	7.8%	6.2%	4.2%	2.5%
		早期健全化基準	25%						
将来負担比率	全会計及び設立法人等を対象とした一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村350% 都道府県400%	37.5%	36.7%	34.4%	— (△5.2%)	— (△11.1%)	— (△18.8%)
		早期健全化基準							

指標	概要	国からの基準		区分	会計名	H27算定	H28算定	H29算定	H30算定	R1算定	R2算定
資金不足比率	公営企業(法適用企業・法非適用企業)ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	経営健全化基準	20%	法適用企業	水道事業会計	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)
					下水道事業会計	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)
					市立四日市病院事業会計	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)
				法非適用企業	食肉センター食肉市場特別会計	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)
					農業集落排水事業特別会計	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)

○実質公債費比率

実質公債費比率は、3カ年平均で前年度の4.2%から2.5% (△1.7ポイント) に減少しましたが、単年度では前年度の1.9%から2.0% (+0.1ポイント) に増加しました。

単年度の実質公債費比率は、市債の発行抑制による元利償還金の減などにより近年は減少傾向にありましたが、法人市民税などの税収の減等に伴い標準財政規模が減少したことから、令和2年度は増加に転じました。

令和2年度は全国市町村平均(令和元年度5.8%)、県内市町平均(令和元年度5.8%)、中核市平均(令和元年度5.7%)及び施行時特例市平均(令和元年度3.6%)をいずれも下回りました。

○将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等の地方債残高が47億円の減となったことなどから、前年度の△11.1%から△18.8% (△7.7ポイント) に減少し、さらに改善しました。

今後も、将来世代の負担を軽減するため、市債発行の抑制や基金残高の確保などに取り組み、健全で持続可能な財政運営を行っていきます。